

年 月 日	
開発事業届出書	
練馬区長 殿	事業者 住所 氏名 電話 () (法人にあっては、その事業所の所在地 および名称ならびに代表者の氏名)
練馬区まちづくり条例第51条第1項の規定により、つぎのとおり届け出ます。	
開発事業の名称	
連絡先	住所 事務所名 担当者氏名 電話 ()
開発区域の場所	(地名地番)練馬区 丁目 番地
	(住居表示)練馬区 丁目 番 号
開発区域面積	m ² (計画地 m ²)
まちづくり条例 適用項目 (該当するものに○)	(1) 大規模建築物 ① 延べ面積が3,000m ² 以上かつ建築物の高さが15m以上の建築物 ② 集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m ² 以上の建築物 ③ 深夜営業集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500m ² 以上の建築物 ④ 葬祭場(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m ² 以上の建築物 (2) 特定用途建築物 ① 集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500m ² 以上1,000m ² 未満の建築物 ② 葬祭場(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m ² 未満の建築物 ③ ワンルーム住戸(30m ² 未満)が20戸以上の集合住宅 (3) 宅地開発事業 ① 開発行為(都市計画法による開発)：開発区域面積が500m ² ～3,000m ² 未満・3,000m ² 以上 ② 開発行為以外：開発区域面積が500m ² ～3,000m ² 未満・3,000m ² 以上 (4) 墓地等 ① 墓地 ② 納骨堂 ③ 火葬場 (5) 自動車駐車場等 ① 自動車駐車場の床面積の合計が300m ² 以上の自動車駐車場(建築物に付属するものを除く。) ② 開発区域面積が300m ² 以上の自動車駐車場(①を除く。) ③ 既存の自動車駐車場の形式変更等(形式変更・路面の舗装工事) ④ 開発区域面積が300m ² 以上の材料置場 ⑤ 開発区域面積が300m ² 以上のウエスト・スクラップ処理場 ⑥ ペット火葬施設等(ペット火葬施設・ペット納骨施設・ペット埋葬施設) (6) 開発区域面積が300m ² 以上の(1)～(5)以外の開発事業
工事種別等 (該当するものに○)	新築・改築・増築・用途変更・区画割・新設・増設・()
	用途変更の場合の変更前の用途()
事前調査	現場調査依頼番号
	宅地開発事業該当の有無 有 ・ 無
※受付欄	年月日
	番号 —
※住宅地図 頁 左 ・ 右	

注 ※欄は、記入しないでください。